○厚生労働省告示第二百十九号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五条第一項の規定に基づき、職業能力開発基本計画を次のように定めたので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力開発基本計画

生産性向上に向けた人材育成戦略

目次

第１部　総説
　１　計画のねらい
　２　計画の期間
第２部　職業能力開発をめぐる経済社会の変化と課題
　１　近年の労働市場の変化と課題
　２　労働需要側の構造的な変化と課題
　３　労働供給側の構造的な変化と課題
第３部　職業能力開発の方向性
　１　生産性向上に向けた人材育成の強化
　２　「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障害者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進
　３　産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進
　４　人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開
第４部　職業能力開発の基本的施策
　１　生産性向上に向けた人材育成の強化
　　⑴　ＩＴ人材育成の強化・加速化
　　⑵　労働者の主体的なキャリア形成の推進
　　⑶　企業・業界における人材育成の強化
　２　「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障害者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進
　　⑴　女性の活躍促進に向けた職業能力開発
　　⑵　若者の職業能力開発
　　⑶　中高年齢者の職業能力開発
　　⑷　障害者職業能力開発校における受入れ促進、障害特性に配慮した職業訓練機会の提供
　　⑸　非正規雇用労働者の職業能力開発
　３　産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進
　４　人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開
　　⑴　中長期の人材ニーズを踏まえた人材育成戦略
　　⑵　産業界や地域のニーズを踏まえた公的職業訓練等の実施
　　⑶　対人サービス分野を重点とした技能検定の整備、認定社内検定の普及促進等による職業能力評価制度の構築
　　⑷　ジョブ・カードの活用促進
　　⑸　企業における人材育成投資の促進
　　⑹　都道府県労働局の機能強化
　５　技能の振興
　６　職業能力開発分野の国際連携・協力の推進

第１部　総説

１　計画のねらい

日本経済は四半世紀ぶりの良好な状況を迎えるに至っているが、この流れを確実にし、更に加速させるためには、人口減少に伴う経済成長への制約を打ち破り、日本経済を持続的な成長軌道に乗せることが求められる。

そのためには、一人一人の働く者の付加価値創出力を高めることによる生産性向上の取組が不可欠であり、個々の労働者が生涯を通じて能力開発を行い、その能力を高めることとあわせて、その労働者が高めた能力を最大限発揮できる環境を整備することの重要性が更に増してきている。また、生産性の向上は、同じ量の仕事を短時間で処理することにもつながり、働き方の効率化といった観点からも重要である。

経済社会の変化に目を向ければ、グローバル化の進展や、従来のＩＴ技術にとどまらないIoT（モノのデジタル化・ネットワーク化）、ロボット、ビッグデータ解析、ＡＩ（人工知能）等の技術進歩、さらに経済のサービス化による産業構造の変化やインバウンド増加等による国際化等を背景に、ビジネス環境、就業環境は加速度を増して変化しており、これからの労働者に求められるスキルも大きく変化していくことが見込まれる。このため、経済のフロンティアの拡大の方向を的確に把握するとともに、それに伴う人材ニーズの変化に機動的に対応する職業能力開発施策が求められる。

また、我が国の経済成長の大部分が地域経済の成長に支えられていることを踏まえると、地域経済のさらなる活性化が我が国全体の成長にとっても重要となる。

職業能力開発施策の展開に当たっては、企業における労使の職業能力開発の取組を基本として、経済社会動向の変化を踏まえつつ、事業主及び労働者の努力を支援するための施策の強化を図るとともに、職業能力開発行政の車の両輪である職業訓練制度と職業能力評価制度等の労働市場インフラをより強力に展開していくために、国や都道府県に加えて、企業、民間教育訓練機関、学校などの地域のアクターを有機的に結びつけ、職業能力開発施策を一体的に実施していくことが重要である。

第９次職業能力開発基本計画では、厳しい雇用情勢を背景に非正規雇用労働者に対する雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化を図ると同時に、将来の成長分野を見越した人材育成の推進等を今後の方向性とし、それに基づいて各施策を推進してきたところである。こうした取組については、引き続き重要である一方、今後見込まれる急速な人口減少、ＩＴ等の技術進歩、グローバル化の進展といった経済社会の変化の中で我が国が力強く成長していくためには、従来の取組の延長のみではなく、我が国全体の人材育成機能を抜本的に強化することによって、経済発展の基礎である人的資本の蓄積を図り、我が国の生産性を向上させることが重要である。

以上のような観点から、人々が能力を高め、その能力を存分に発揮できる全員参加の社会と人材の最適配置を同時に実現することによって、我が国の経済を量の拡大と質の向上の双方の観点から成長させる「生産性向上に向けた人材育成戦略」として本計画を位置付け、職業能力開発施策を実施していく。なお、経済社会情勢の変化等に伴って、本計画の対象期間中に新たな施策が必要となる場合は、本計画の趣旨等を踏まえて機動的に対応するものとする。

２　計画の期間

本計画の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの５年間とする。

第２部　職業能力開発をめぐる経済社会の変化と課題

１　近年の労働市場の変化と課題

我が国の経済は、足下では緩やかな回復基調が続く中、特に雇用情勢は着実に改善し、平成28年１月の有効求人倍率は1.28倍と24年ぶりの高水準、完全失業率は3.2％と低水準で推移している。こうした中で、幅広い産業で人手不足感が出てきており、特に建設業、運輸業・郵便業、医療・福祉、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業等で不足感が強く、これらの産業における人手の確保が課題となっている。

また、景気循環に伴う転職動向の変化をみると、雇用情勢が改善する時期は賃金上昇を伴う自発的な転職が増えることとなる。このため、労働者の希望に応じた労働移動を実現させるためにも、足下の景気回復の時期を逸することなく、職業能力の開発、向上を必要とする者に対して、その機会を的確に提供していくことが重要である。